

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美 外

被告 国

意見陳述要旨

令和6年6月27日

東京地方裁判所民事第2部Db係 御中

原告 黒川とう子

原告 根津 充

第1 黒川とう子

1 原告の黒川とう子です。2007年の末から根津と事実婚の夫婦として暮らし、今二人で中学生の娘を育てています。

2 20年程前、お互いを一生のパートナーと思うようになり「結婚」を考えましたが、その時に、今の日本ではどちらかが姓を捨てて相手の姓に変えないといけないことに思い至りました。生まれてからこれまでずっと、この姓と名前の組み合わせで生きてきました。慣れ親しんだ、「自分そのもの」である名前です。もし自分が改姓したら、自分でなくなる感覚がありました。改姓に伴う様々な不便さもさることながら、自分が失われることへの拒否感が強かったのです。

しかも、片方だけが望まない改姓をすれば、大事にしてきた対等で協力的な関係性が崩れてしまいます。

根津に改姓を強制したくもなかったのに、法律婚を諦めるしかありませんでした。

- 3 しかし法律婚ではないことで、様々な場面で不利益を受け、不安を感じてきました。

医療費の世帯合算ができないため税控除を受けられず、また生命保険の受取人にお互いを指定させてくれる保険会社は少なく、指定ができて税控除を受けられません。人生最大の買い物と言える住宅購入では、ペアローンを組ませてくれる金融機関がほぼなく、わずかに組めたのは高い金利のものだけでした。

子供を持つに際しては、当時婚外子の民法上の相続差別が残っており、婚外子に対する差別的な目を心配しました。そして根津に親権がないため、私に何かあった時に親権が不安定になることを心配してきました。

そして、今2人とも50歳を過ぎ、将来の不安はより高まってきました。どちらかが病気や障害を負い、他方の扶養に入っても配偶者控除を受けられません。手術の医療同意ができるのか、老人施設などに一緒に入れるかも定かではありません。相手の成年後見人などの申立てや取消しの権利もありません。

どちらかが亡くなった場合にも、相続や死亡保険金に関する税控除や優遇が認められず、喪失の悲しみの中で、大きな経済的ダメージまで受けることになります。

- 4 家族で一緒にご飯を食べたり、ふざけて笑い合ったり、喧嘩をしたり……そんな何気ない、愛おしい日々は、このような不安や不利益と背中合わせの、薄氷の上を歩いているような毎日なのです。

なぜ自分の名前を失いたくないという思いと引き換えに、このような過酷な状況を強いられなければならないのでしょうか。そしていつまで私達は、薄氷の上を歩き続けなければならないのでしょうか。

裁判官の皆さんには、夫婦同姓強制の裏にある、苦しみ、自己喪失感、悲しみ、諦めに真正面から向き合ってくださいますようお願いいたします。

第2 原告根津充

1 原告の根津充です。

2 僕は女性が姓を変えることに何の疑問も持たずに生きてきた人間でしたが、当時黒川の話聞いていくうちに、立場を入れ替えて考えなくてはと思うようになりました。それは姓を変えることを事実上強制される立場に立つということです。

「男性が名字を変えるのが普通。ちょっとした不便は我慢したらどうか。通称使用もあるから大したことはない。親類の目もあるからあなたが変えるしかない」そのような周囲からの圧力や無理解に晒される辛さ、無力感は想像に難くありませんでした。

「堪え難い苦痛とまでは言えない」。改姓の痛みは表面的な激しさに欠けるせいか、そのように、どこか軽く扱われることがあります。しかし自分が改姓を迫られる立場に立って想像してみると、改姓の「痛み」とは「生涯に渡って静かに自分を否定され続けるような痛み」ではないかと思うのです。

3 そしてやむを得ず選んだ事実婚について思うのは、人生の大きな出来事であればあるほど、私たちは夫婦であることを証明できず、

長年夫婦として連れ添っても他人同士としか見なされないということです。もっとも守られたい時に国の保護から外れ、社会的承認を得られず「私たちはこの国では正式な夫婦ではない」と思い知らされるのです。事実婚の不利益は経済的なものだけに留まらず、私たちが夫婦として長年積み上げた関係を一瞬で否定され、社会という枠から排除される悲しみにもあるのです。

- 4 同氏強制がもたらす苦しみを今一度捉え直し、立法裁量に委ねるのではなく、人権問題、憲法問題として正面から取り扱っていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上